

○山梨県建設工事総合評価実施要領の一部改正について

・山梨県 解体工事(施行体制評価型)総合評価試行要領(H25年4月1日)

評価項目		評価基準	評価点	評価要件・運用基準	
評価項目の追加	企業の技術力 企業の施工体制の評価	19 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	評価要件※8 ①技能者が従事する場合 労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)または、車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習終了者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、重機運転作業に従事が可能であること。
			その他	0	
	20 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	評価要件※8 バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧碎機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して施工が可能であること。 ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m3以上(旧JIS規格0.25m3以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。	
		その他	0		



・山梨県 解体工事(施行体制評価型)総合評価試行要領(H26年4月1日改正)

評価項目		評価基準	評価点	評価要件・運用基準	
評価項目の追加	企業の技術力 企業の施工体制の評価	19 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	評価要件※8 ①技能者が従事する場合 労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。 なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を含む。 また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。 ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機
			その他	0	
	20 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	評価要件※8 バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧碎機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して施工が可能であること。 ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m3以上(旧JIS規格0.25m3以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。	
		その他	0		